

桜井市の新型コロナウイルス感染防止対策について

4月27日に公表された奈良県の「緊急対処措置」の発出を受け、桜井市として、その内容を精査し、市の実情を踏まえ、対策方針を決定し、感染防止対策として「桜井市飲食店等感染症対策応援助成金」を実施することになりました。

また、併せて「市内行事と施設の取り扱い」について、改めて次のとおりいたします。

○感染拡大に対する注意喚起

桜井市においては、これまでも感染防止対策に全力を挙げて取り組みを進めてきましたが、奈良県の「緊急対処措置」の発出を受け、感染拡大に歯止めをかけるため、改めて市民に以下の注意喚起を行いました。

- ・ 不要不急の外出をできるだけ控えてください
- ・ 基本的な感染対策をご家庭でも徹底してください
- ・ 外食する場合は、少人数、短時間の利用にとどめ、感染防止対策しているお店を選び、マスクを外しての会話をしないでください。

○桜井市飲食店等感染症対策応援助成金について

奈良県の緊急対処措置を受け、県内市町村では飲食店等に対し時短要請を実施する、または実施しようとして検討されている中、本市としましては、県の緊急対処措置を踏まえた地域の実情に応じた取り組みとして、「桜井市飲食店等感染症対策応援助成金事業」を実施します。

食品衛生法上の許可を得て、市内の店舗内で飲食物を提供する事業所に対し、感染防止対策（密にならないための客席の工夫、飛沫感染防止対策、消毒・除菌や換気の徹底など）の徹底を促し、対策を講じている、または今後対策を講じた事業所に対し、助成金として10万円を交付するとともに、対策を講じている店舗であることを示すステッカーの交付を行います。

○市内行事と公共施設の取り扱い（4月29日から当面の間）

- （1）感染状況を見ながら、市主催行事を延期または中止する。
- （2）感染状況を見ながら、市内で開催される市主催以外の行事・イベントに対

しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要がない限り、延期または中止を要請する。

(3) 感染状況を見ながら、市の公共施設について市民利用に限定する。(但し4月28日までに受付けた市外利用の予約は利用を認め、新たな市外利用の予約はこの間に行わない。)

① まほろばセンター関係

- ・ひみっこぱーく
- ・高校生の自習室・交流スペース
- ・ドレミの広場
- ・市民活動交流拠点
- ・健康ステーション
- ・貸館について

② 桜井市保健福祉センター「陽だまり」関係

- ・つどいの広場

③ 市立図書館

④ 中央公民館

⑤ 総合体育館、芝運動公園

⑥ 埋蔵文化財センター

⑦ ふれあいセンター

⑧ 総合福祉センター